

◎新潟県告示第567号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2- {2- [(ベンゾ[d] [1, 3]ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名：M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e）
- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類（通称名：F l u e t o n i t a z e p y n e、N-pyrrolidino-fluetonitazene）
- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名：5-MeO-NiPT）

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和8年6月27日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。